

## 「女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画」の修正要旨について

原子力災害対策特別措置法（平成11年公布、法律第156号）第7条第1項の規定に基づき、東北電力株式会社女川原子力発電所の原子力防災業務計画を修正いたしましたので、同条第3項の規定に基づき、その要旨を次のとおりお知らせいたします。

### 1. 修正の目的

国のシステムであるERSSの運用見直しに伴い、従来、原子力緊急事態等が発生した時だけ伝送していた発電所の運転情報や放射線モニタ値等のデータを、常時伝送することになったため、当社からのデータ伝送の手順を見直した。

また、別図2-10 発電所内の応急処置施設について、施設名称を明確に記載するとともに、一部施設の位置づけを見直して応急処置施設から除外した。

### 2. 修正年月日（届出年月日）

平成22年3月16日（平成22年3月24日）

### 3. 修正の要旨

項 目	概 要	主 な 修 正 内 容
緊急体制発令時の対応	国のERSSに対する当社からのデータ伝送手順の見直し	国のシステムであるERSSの運用見直しに伴い、従来、原子力緊急事態等が発生した時だけ伝送していた発電所の運転情報や放射線モニタ値等のデータを、常時伝送することになったため、当社からのデータが国に伝送されていることを確認する手順に見直した。
記載の適正化	応急処置施設の名称の適正化	応急処置施設3箇所について、名称を「2号機制御建屋ホットシャワー室および除染室」「3号機サービス建屋ホットシャワー室および除染室」と明確に記載するとともに、「緊急処置室」については、除染室で応急処置が行えることから、位置づけを見直して応急処置施設より除外した。

以 上